

# 令和5年医療扶助実態統計の概要 (令和5年6月審査分)

## 目次

I	統計の概要	1
II	令和5年集計結果の概要	2
	【医療診療】	2
	1. 一般診療件数の入院－入院外・傷病分類別の状況	2
	2. 一般診療件数の入院－入院外・年齢階級・傷病分類別の状況	3
	3. 一般診療件数の傷病分類・入院期間－診療期間別の状況	5
	4. 一般診療件数の入院期間－診療期間・傷病分類別の状況	7
	5. 一般診療件数の入院－入院外・病院－診療所・傷病分類別の状況	9
	6. 一般診療件数と日数と決定点数の入院－入院外・傷病分類別の状況	11
	7. 1件当たり日数と1件当たり決定点数の入院－入院外・都道府県－指定都市－中核市別の状況	13
	【薬局調剤】	15
	8. 調剤行為の状況	15
III	用語の解説	16

# I 統計の概要

## 1 目的

この統計は、生活保護法(昭和25年法律第144号)による医療扶助を受給している者の診療行為、調剤行為の内容、薬剤の使用状況等を把握し、生活保護受給者に対する医療対策、その他厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的として作成する。

## 2 集計対象

全国の保険医療機関及び保険薬局から社会保険診療報酬支払基金支部に提出され、令和5年6月審査分として審査決定された医療保険制度の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書のうち、「匿名医療保険等関連情報データベース」に蓄積されている公費単独(医療扶助)のもの全てを集計対象とした。ただし、歯科診療の入院分は集計対象としない。

## 3 集計事項

診療報酬明細書の記入事項のうち、傷病名、診療実日数、診療行為別点数等の事項  
調剤報酬明細書の記入事項のうち、受付回数、処方調剤、調剤点数等の事項

## 4 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
表章単位の2分の1未満の場合	0,0.0
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…

(2) 掲載の数値は、四捨五入のため内訳の合計が総数に合わない場合がある。

(3) 集計は、一次審査分であり、再審査、返戻等は含まない。

(4) 診療報酬明細書及び調剤報酬明細書の集計は、記録された内容に基づき集計した結果である。

## Ⅱ 令和5年集計結果の概要

### 【医療診療】

#### 1. 一般診療件数の入院－入院外・傷病分類別の状況

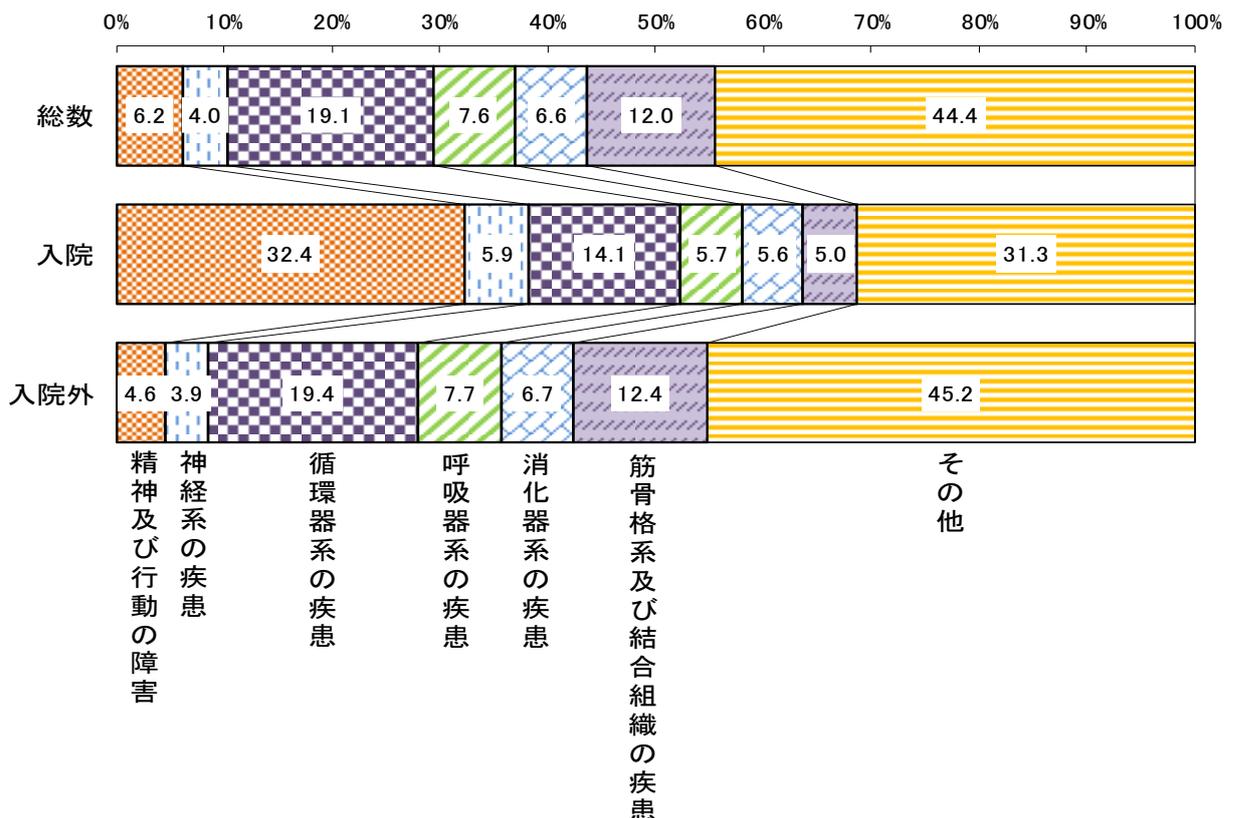
一般診療件数の傷病分類別の構成割合は、「循環器系の疾患」が19.1%と「その他」以外では最も多く、次いで「筋骨格系及び結合組織の疾患」が12.0%となっている。

上記の構成割合を更に、入院－入院外別にみると、入院では「精神及び行動の障害」が32.4%と最も多く、入院外では「循環器系の疾患」が19.4%と「その他」以外では最も多い。(表1、図1)

表1 一般診療件数，入院－入院外・傷病分類別

	件 数			構 成 割 合		
	総数	入院	入院外	総数	入院	入院外
	件	件	件	%	%	%
総 数	1,886,670	109,936	1,776,734	100.0	100.0	100.0
精 神 及 び 行 動 の 障 害	117,733	35,612	82,121	6.2	32.4	4.6
神 経 系 の 疾 患	76,123	6,477	69,646	4.0	5.9	3.9
循 環 器 系 の 疾 患	360,563	15,489	345,074	19.1	14.1	19.4
呼 吸 器 系 の 疾 患	143,879	6,216	137,663	7.6	5.7	7.7
消 化 器 系 の 疾 患	125,044	6,204	118,840	6.6	5.6	6.7
筋 骨 格 系 及 び 結 合 組 織 の 疾 患	225,600	5,508	220,092	12.0	5.0	12.4
そ の 他	837,728	34,430	803,298	44.4	31.3	45.2

図1 一般診療件数の構成割合，入院-入院外・傷病分類別



## 2. 一般診療件数の入院－入院外・年齢階級・傷病分類別の状況

一般診療件数の傷病分類別の構成割合を年齢階級別にみると、0～14歳では「呼吸器系の疾患」が39.4%と多くなっている。加齢とともに「循環器系の疾患」は多くなり、65歳以上においては24.3%となっている。（図2－1）

上記の構成割合を更に、入院－入院外別にみると、

- ・入院では、15歳以上において「精神及び行動の障害」が多く、特に15～34歳では64.1%と6割超となっている（図2－2）。
- ・入院外では、「呼吸器系の疾患」が0～14歳で39.6%と多くなっているが、加齢とともに少なくなっている。一方「循環器系の疾患」は加齢とともに多くなり、65歳以上では24.8%となっている。（図2－3）

図2－1 一般診療件数の構成割合，年齢階級・傷病分類別（総数）

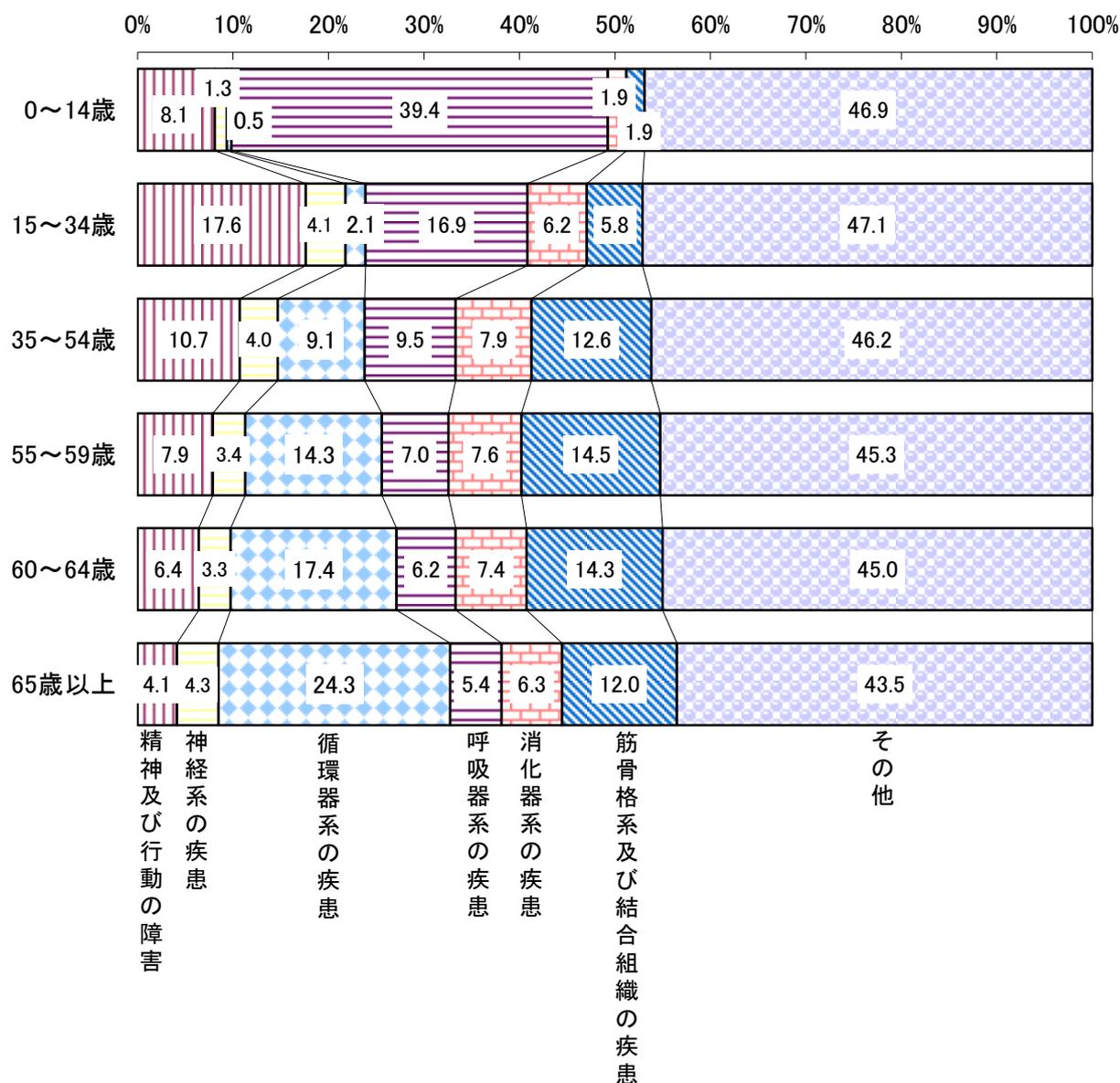


図 2 - 2 一般診療件数の構成割合, 年齢階級・傷病分類別 (入院)

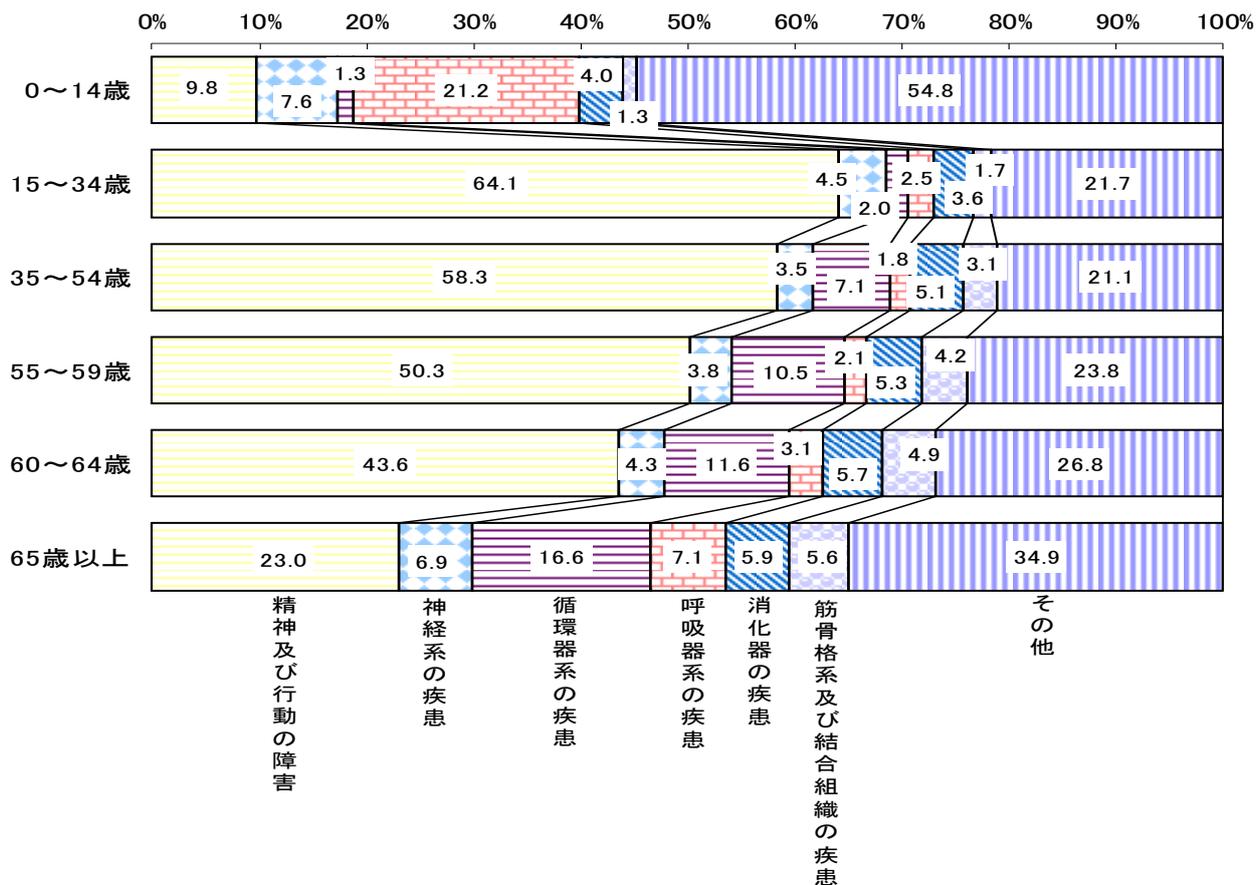
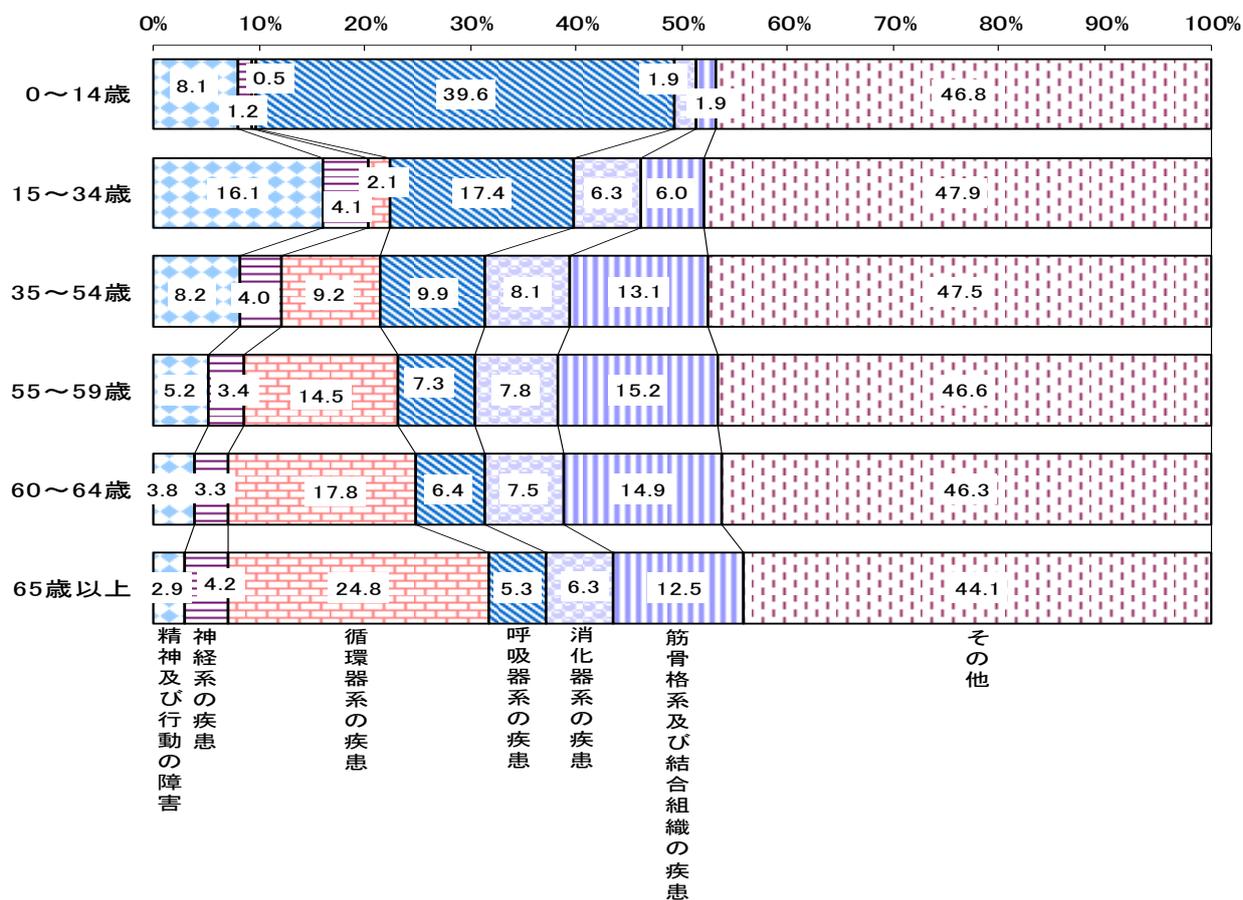


図 2 - 3 一般診療件数の構成割合, 年齢階級・傷病分類別 (入院外)

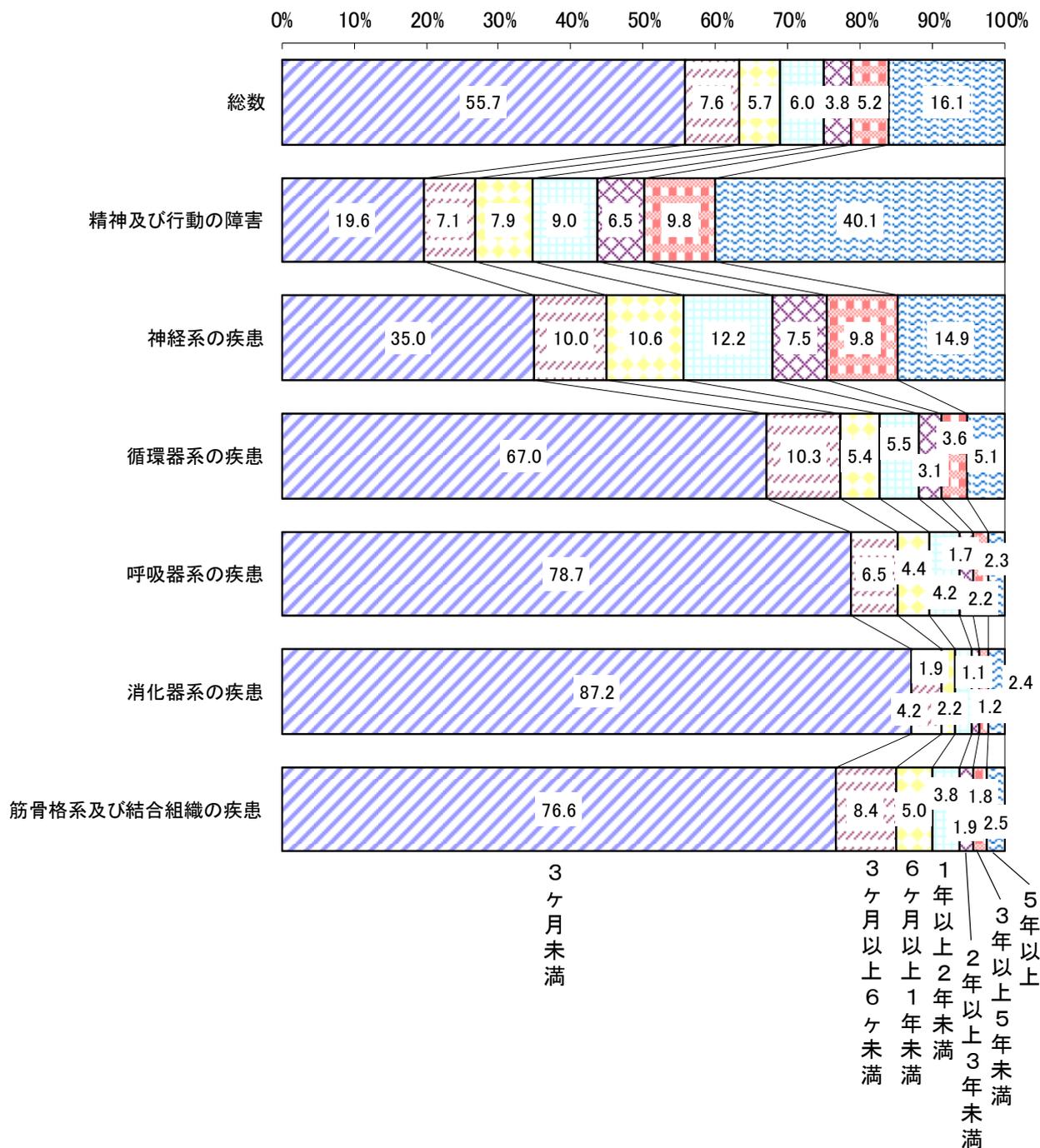


### 3. 一般診療件数の傷病分類・入院期間－診療期間別の状況

一般診療件数の入院期間別の構成割合は、「3か月未満」が55.7%であり、「5年以上」が16.1%となっている。

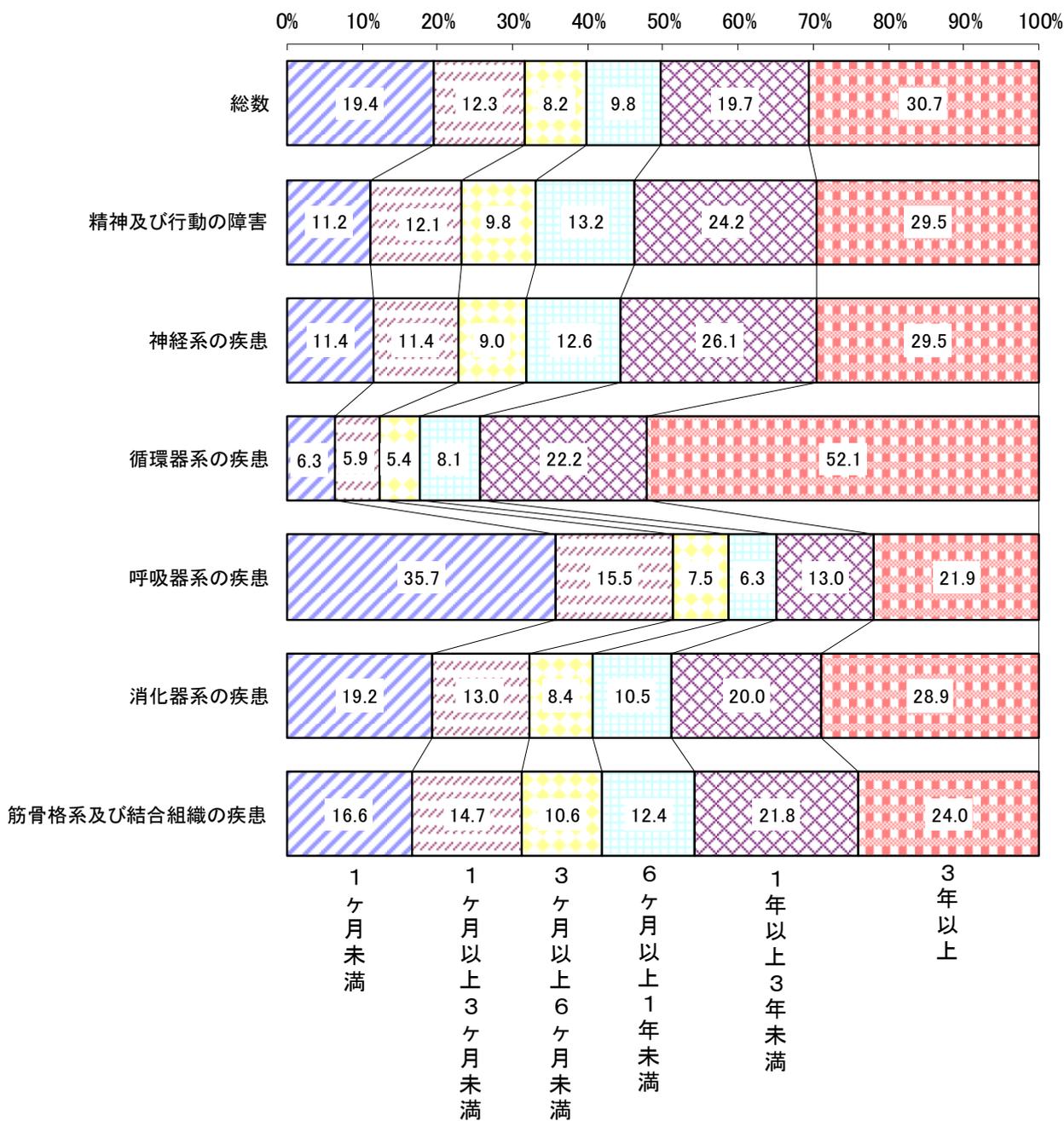
更に、入院期間を傷病分類別にみると、「精神及び行動の障害」では「5年以上」が40.1%と4割を占めている。また、「精神及び行動の障害」、「神経系の疾患」以外の疾患においては、入院期間「3か月未満」が6割以上となっている。(図3-1)

図3-1 一般診療件数の構成割合，傷病分類・入院期間別



一般診療件数の診療期間を傷病分類別にみると、総数においては「3年以上」が3割程度を占めているが、「循環器系の疾患」においては過半数を占めている（図3-2）。

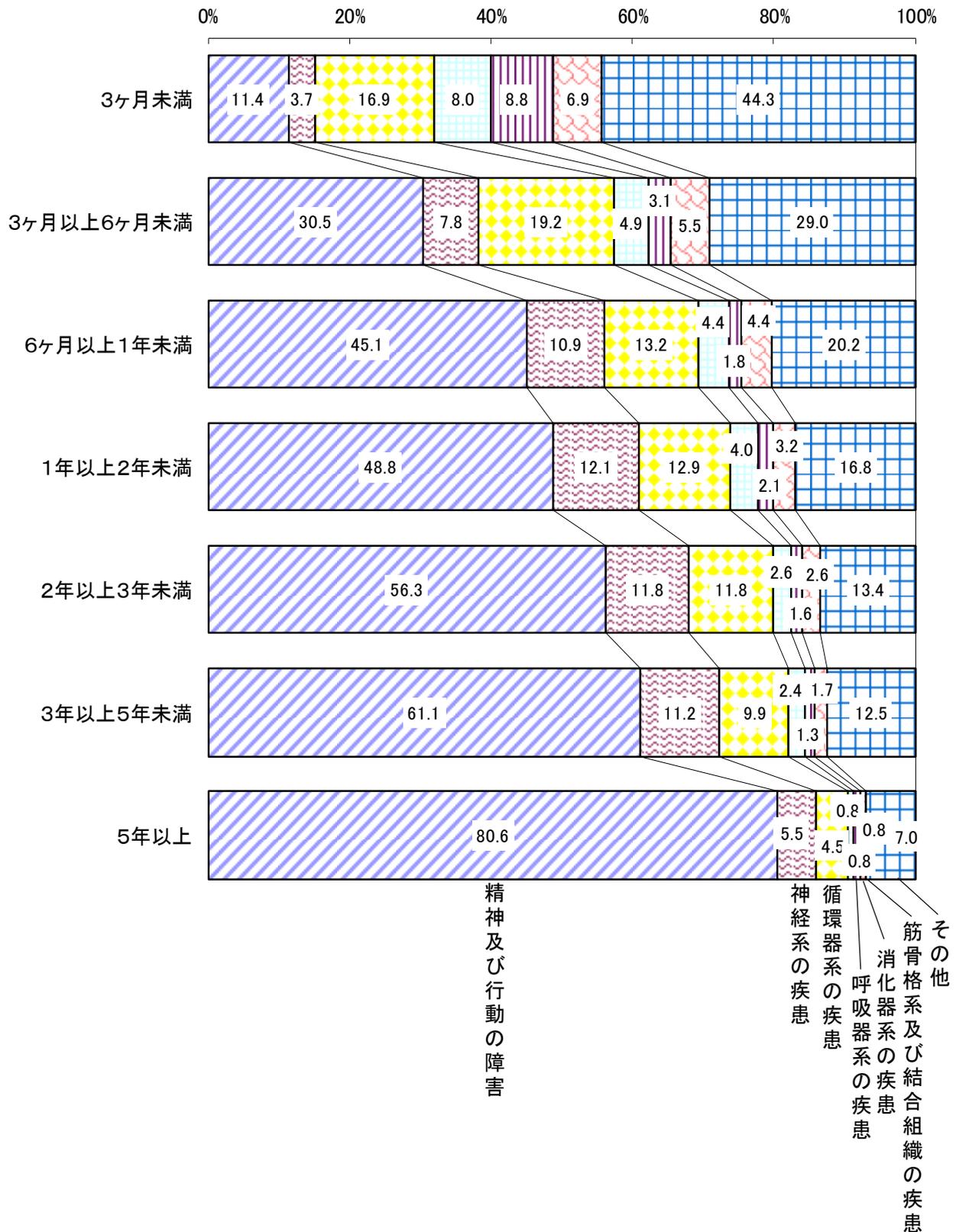
図3-2 一般診療件数の構成割合，傷病分類・診療期間別



#### 4. 一般診療件数の入院期間－診療期間・傷病分類別の状況

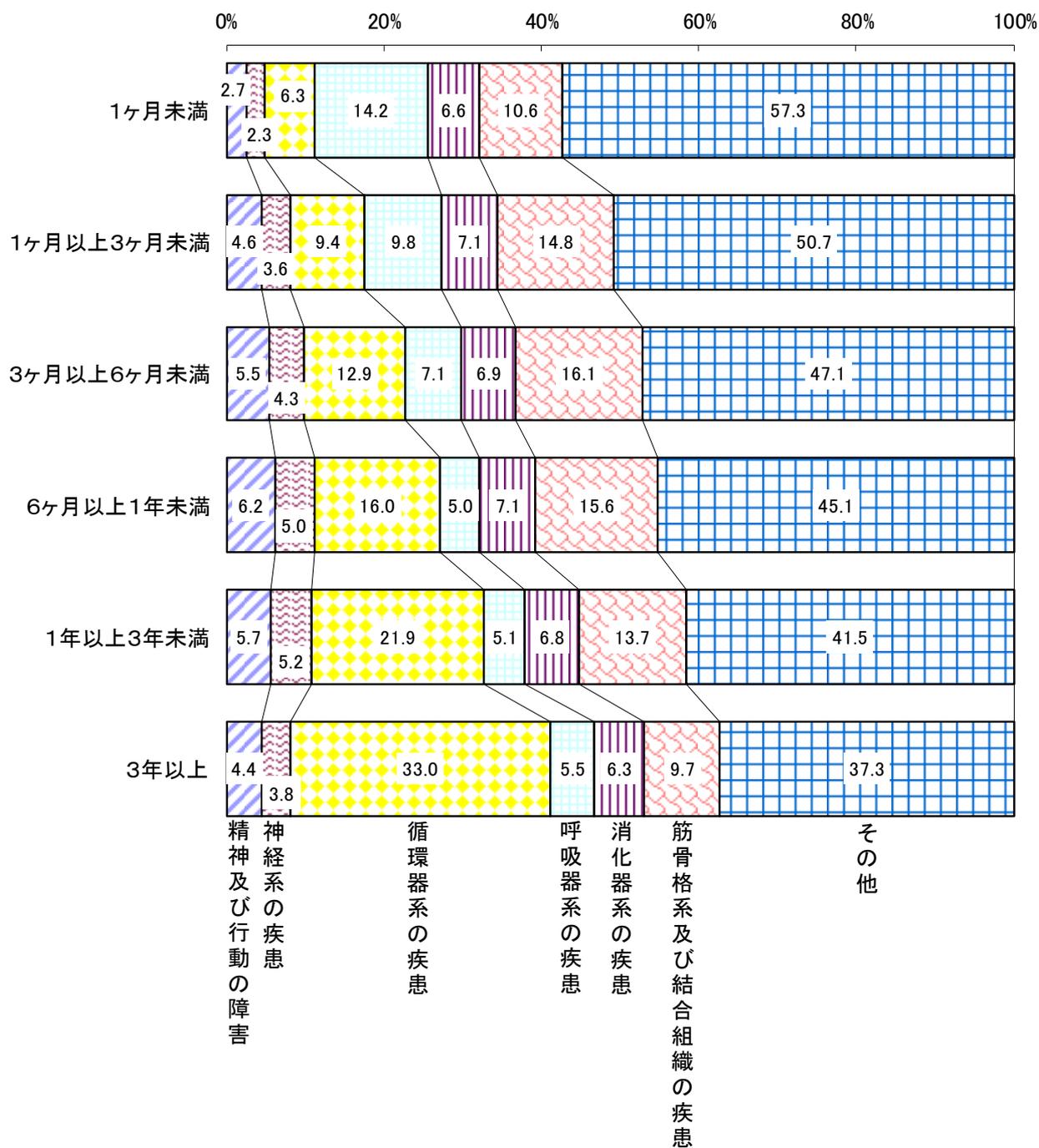
一般診療件数の入院における傷病分類別の構成割合を入院期間別にみると、入院期間が長くなるほど「精神及び行動の障害」の割合が高くなる傾向にあり、「5年以上」では80.6%となっている（図4-1）。

図4-1 一般診療件数の構成割合，入院期間・傷病分類別



一般診療件数の入院外における傷病分類別の構成割合を診療期間別にみると、診療期間が長くなるほど「循環器系の疾患」の割合が高くなる傾向にあり、「3年以上」では33.0%となっている（図4-2）。

図4-2 一般診療件数の構成割合，診療期間・傷病分類別



## 5. 一般診療件数の入院－入院外・病院－診療所・傷病分類別の状況

一般診療件数を病院－診療所別にみると、総数では、「病院」が 35.8%、「診療所」が 64.2%と診療所が多い（図 5－1）。

これを入院－入院外別にそれぞれ病院－診療所別にみると、入院では「病院」が 98.5%を占めている（図 5－2）。入院のうち、病院における傷病分類別構成割合は「精神及び行動の障害」が 32.8%で最も多く、診療所では「循環器系の疾患」が 19.5%で「その他」以外では最も多い（図 5－4）。

また、入院外では「病院」が 31.9%、「診療所」が 68.1%となっており（図 5－3）、傷病分類別構成割合は「循環器系の疾患」が病院で 18.0%、診療所で 20.1%となっており、ともに「その他」以外では最も多い（図 5－5）。

図 5－1 一般診療件数の構成割合，病院－診療所別（総数）

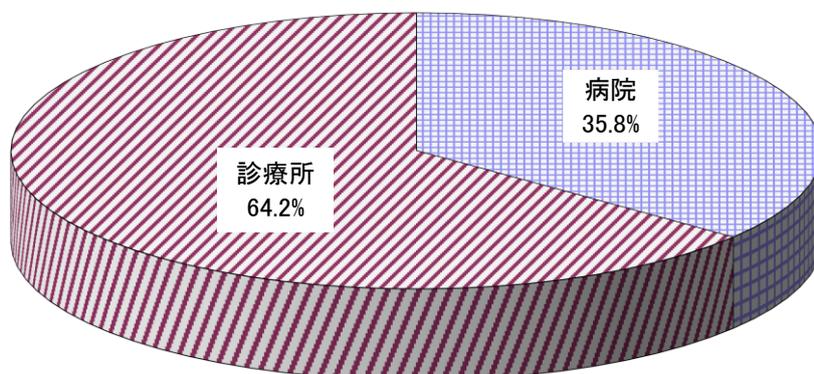


図 5－2 一般診療件数の構成割合，病院－診療所別（入院）

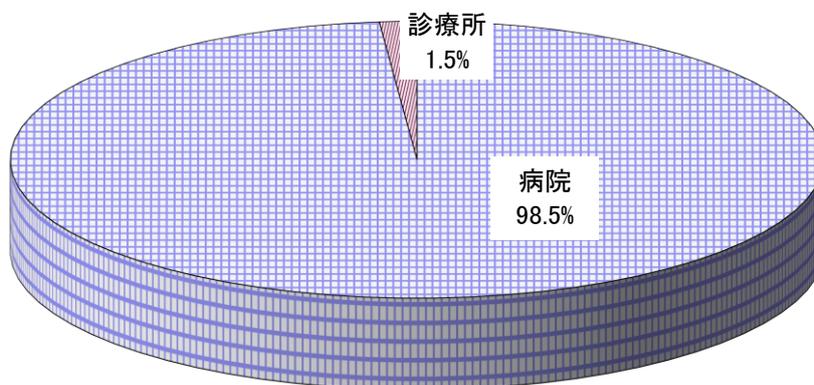


図 5－3 一般診療件数の構成割合，病院－診療所別（入院外）

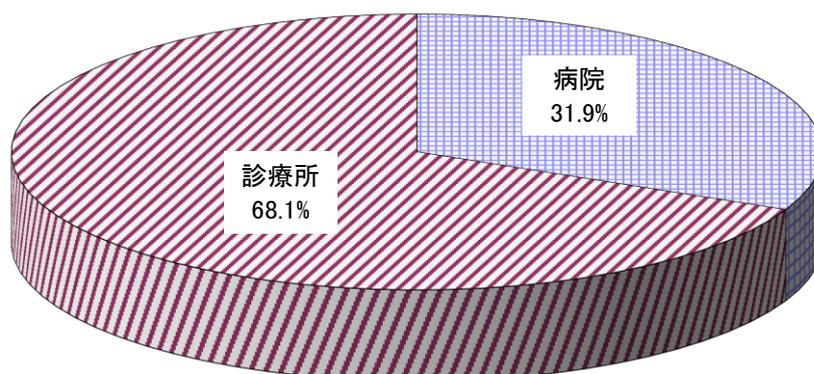


図5-4 一般診療件数の構成割合，病院—診療所・傷病分類別（入院）

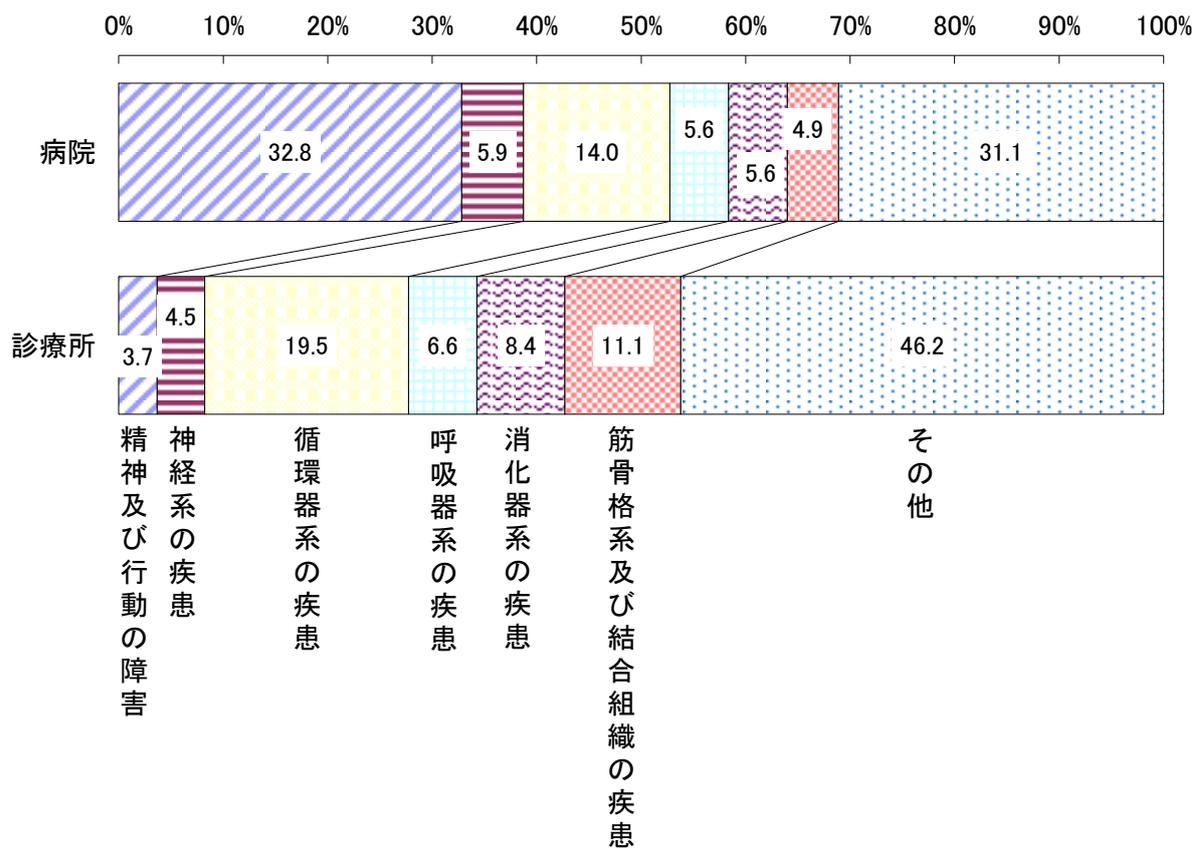
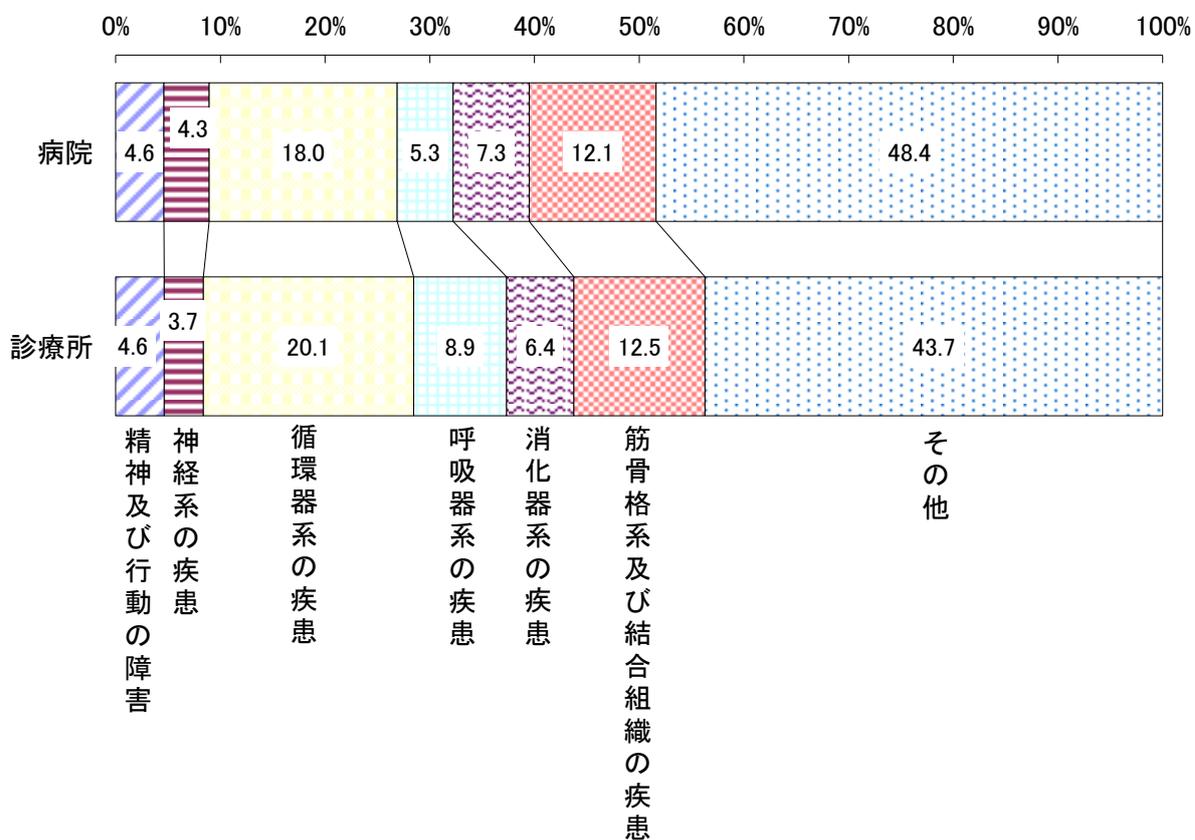


図5-5 一般診療件数の構成割合，病院—診療所・傷病分類別（入院外）



## 6. 一般診療件数と日数と決定点数の入院－入院外・傷病分類別の状況

### (1) 入院

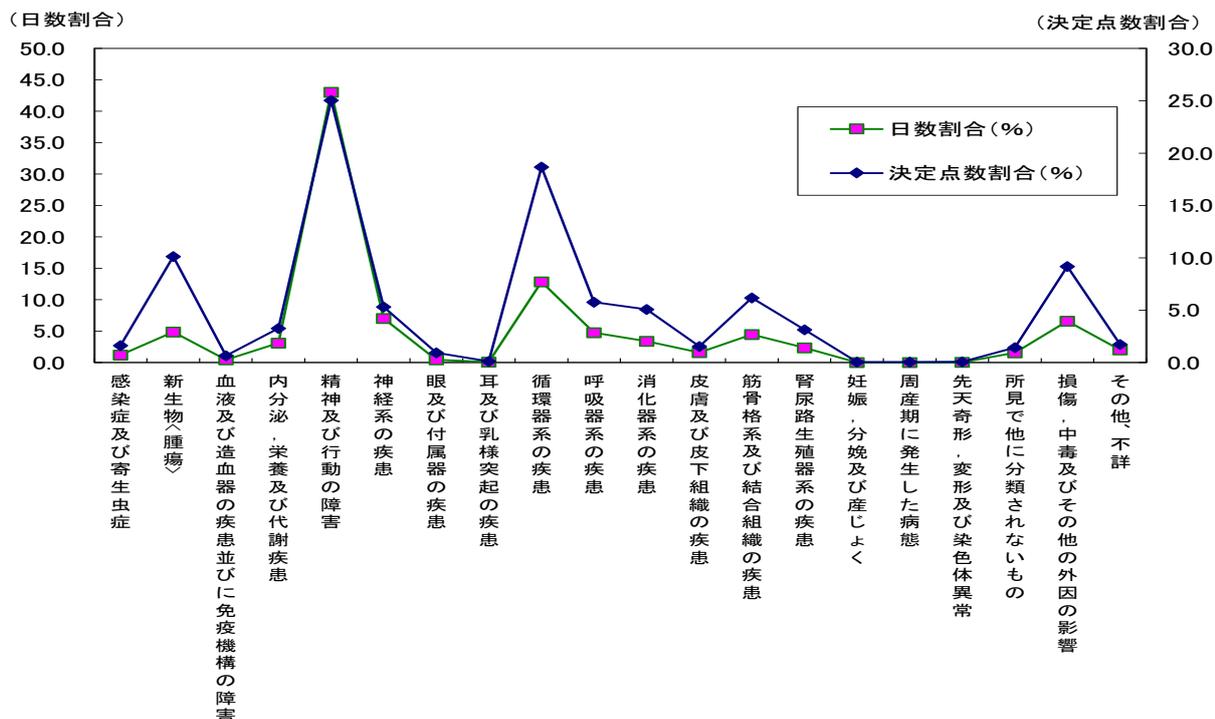
入院日数に対する傷病分類別の構成割合は、「精神及び行動の障害」が43.0%と最も多く、次いで「循環器系の疾患」が12.9%となっている。

決定点数に対する傷病分類別の構成割合も「精神及び行動の障害」が25.0%と最も多く、次いで「循環器系の疾患」が18.7%となっている。(表6-1、図6-1)

表6-1 一般診療件数－日数－決定点数－構成割合，傷病分類別（入院）

	件数	日数	決定点数	日数割合 (%)	決定点数割合 (%)
総	109,936	2,348,316	5,951,943,916	100.0	100.0
感染症及び寄生虫症	1,551	27,771	97,456,957	1.2	1.6
新生物〈腫瘍〉	8,685	114,179	603,185,305	4.9	10.1
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	630	10,546	38,814,526	0.4	0.7
内分泌、栄養及び代謝疾患	4,187	73,065	194,213,441	3.1	3.3
精神及び行動の障害	35,612	1,010,933	1,490,685,097	43.0	25.0
神経系の疾患	6,477	165,346	316,536,303	7.0	5.3
眼及び付属器の疾患	1,445	10,802	55,526,172	0.5	0.9
耳及び乳様突起の疾患	227	2,200	6,745,406	0.1	0.1
循環器系の疾患	15,489	302,207	1,111,214,250	12.9	18.7
呼吸器系の疾患	6,216	111,504	342,928,133	4.7	5.8
消化器系の疾患	6,204	79,733	302,975,166	3.4	5.1
皮膚及び皮下組織の疾患	1,723	37,697	91,733,671	1.6	1.5
筋骨格系及び結合組織の疾患	5,508	105,143	367,599,506	4.5	6.2
泌尿路生殖器系の疾患	3,573	55,628	186,271,727	2.4	3.1
妊娠、分娩及び産じょく	86	566	3,010,787	0.0	0.1
周産期に発生した病態	64	500	3,090,061	0.0	0.1
先天奇形、変形及び染色体異常	87	1,344	4,800,732	0.1	0.1
所見で他に分類されないもの	1,783	36,680	84,723,059	1.6	1.4
損傷、中毒及びその他の外因の影響	8,370	154,534	547,028,050	6.6	9.2
その他、不詳	2,019	47,938	103,405,567	2.0	1.7

図6-1 日数割合－決定点数割合，傷病分類別（入院）



注：傷病名（SY）レコードに格納されている主傷病の傷病名コードが未コード化傷病名レコードであった場合は、不詳として表章している。

(2) 入院外

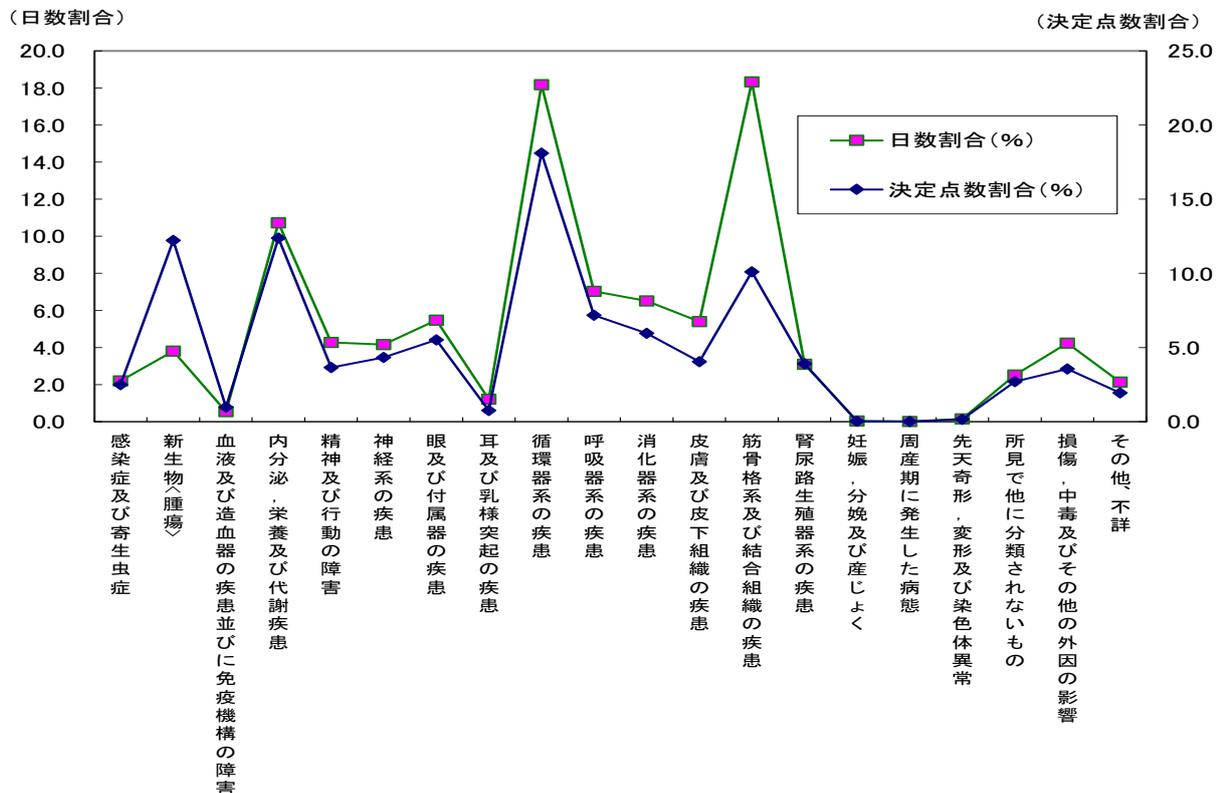
入院外診療日数に対する傷病分類別の構成割合は、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が18.3%と最も多く、次いで「循環器系の疾患」が18.2%となっている。

決定点数に対する傷病分類別の構成割合は、「循環器系の疾患」が18.1%と最も多く、次いで「内分泌、栄養及び代謝疾患」が12.4%となっている。(表6-2、図6-2)

表6-2 一般診療件数一日数-決定点数-構成割合, 傷病分類別(入院外)

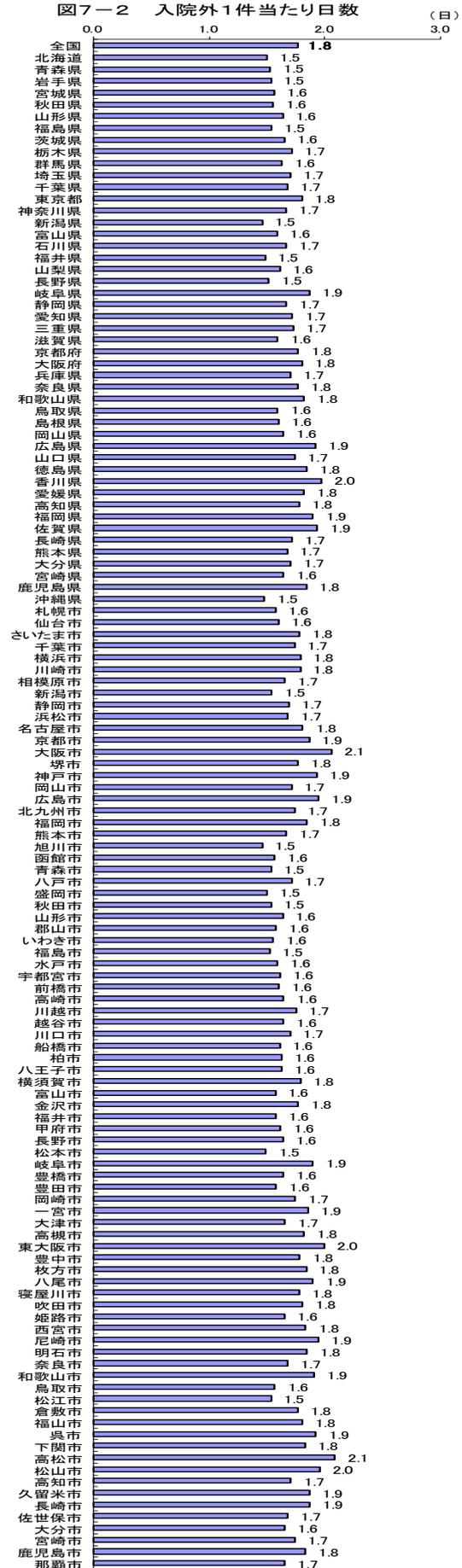
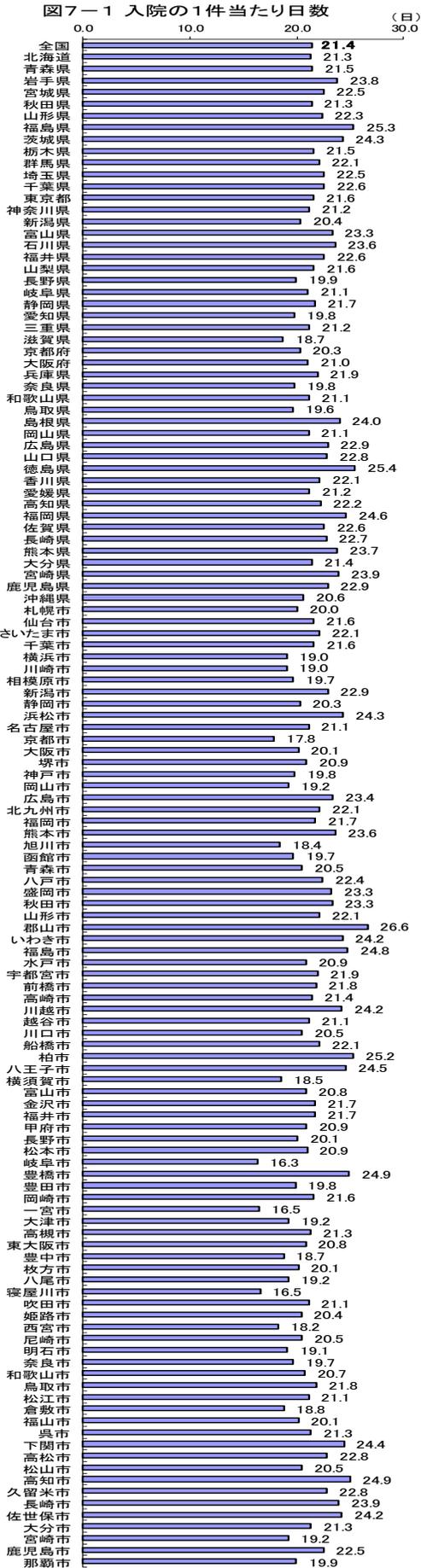
	件数	日数	決定点数	日数割合(%)	決定点数割合(%)
総数	1,776,734	3,137,773	3,377,872,135	100.0	100.0
感染症及び寄生虫症	41,600	69,119	84,266,936	2.2	2.5
新生生物<腫瘍>	69,914	119,228	412,624,601	3.8	12.2
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	10,442	17,091	33,178,455	0.5	1.0
内分泌、栄養及び代謝疾患	213,692	336,583	418,187,641	10.7	12.4
精神及び行動の障害	82,121	134,022	123,549,948	4.3	3.7
神経系の疾患	69,646	130,581	146,064,883	4.2	4.3
眼及び付属器の疾患	134,848	171,628	186,502,060	5.5	5.5
耳及び乳様突起の疾患	23,532	37,930	25,266,578	1.2	0.7
循環器系の疾患	345,074	570,306	611,325,853	18.2	18.1
呼吸器系の疾患	137,663	220,682	242,542,119	7.0	7.2
消化器系の疾患	118,840	204,281	201,496,982	6.5	6.0
皮膚及び皮下組織の疾患	106,525	169,296	136,597,505	5.4	4.0
筋骨格系及び結合組織の疾患	220,092	575,029	341,340,545	18.3	10.1
腎尿路生殖器系の疾患	59,838	97,052	131,870,173	3.1	3.9
妊娠、分娩及び産じょく	669	1,072	776,323	0.0	0.0
周産期に発生した病態	205	269	388,736	0.0	0.0
先天奇形、変形及び染色体異常	3,049	4,794	5,127,235	0.2	0.2
所見で他に分類されないもの	46,312	78,736	91,278,133	2.5	2.7
損傷、中毒及びその他の外因の影響	60,839	132,900	120,157,710	4.2	3.6
その他、不詳	31,833	67,174	65,329,719	2.1	1.9

図6-2 日数割合-決定点数割合, 傷病分類別(入院外)



注：傷病名(SY)レコードに格納されている主傷病の傷病名コードが未コード化傷病名レコードであった場合は、不詳として表章している。

7. 1件当たり日数と1件当たり決定点数の入院－入院外・都道府県－指定都市－中核市別の状況



注：都道府県の数値は、指定都市・中核市分を含まない。

図7-3 入院1件当たり点数

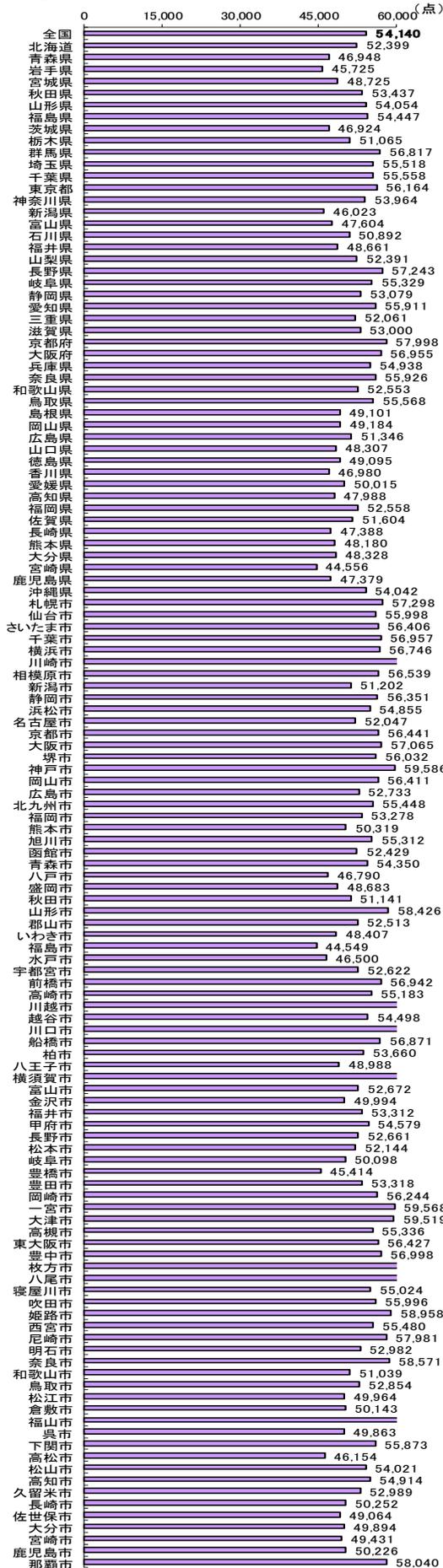
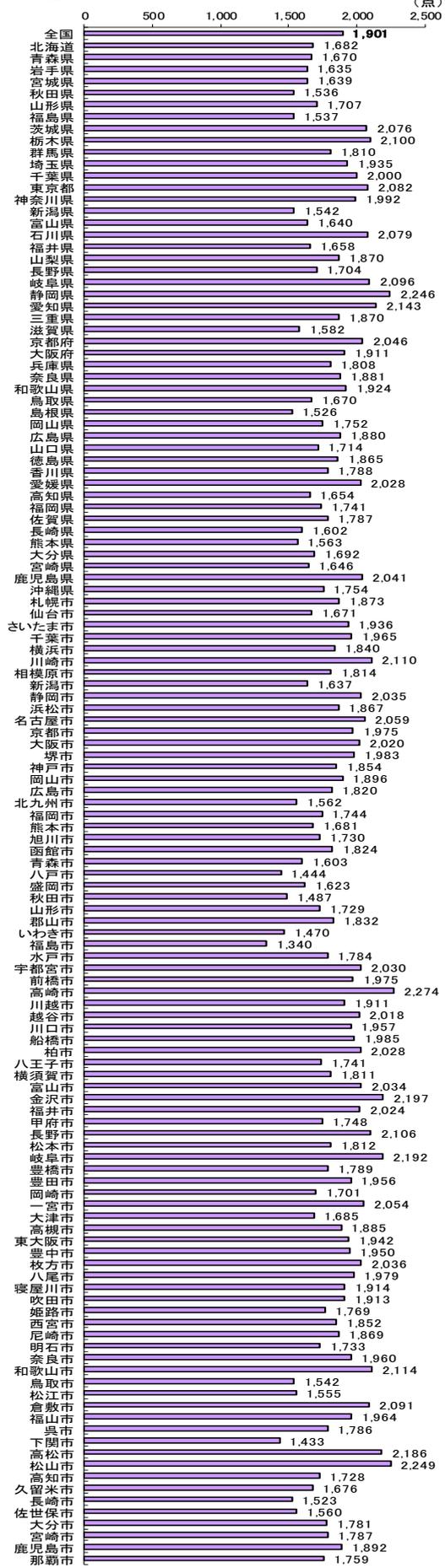


図7-4 入院外1件当たり点数



注：都道府県の数値は、指定都市・中核市分を含まない。

## 【 薬局調剤 】

### 8. 調剤行為の状況

1件当たり点数は1509.4点、処方せんの受付1回当たり点数は1108.6点となっている。

1件当たり点数を調剤行為別にみると「薬剤料」1101.2点が最も高く、次いで「薬学管理料」209.3点、「調剤技術料」194.8点となっている。

処方せん発行医療機関別にみると、1件当たり点数は「病院」2286.9点、「一般診療所」1198.5点、「歯科診療所」336.3点、受付1回当たり点数は「病院」1776.5点、「一般診療所」860.0点、「歯科診療所」268.7点となっており、いずれも「病院」が最も高くなっている。(表1、2)

表1 1件当たり点数－受付1回当たり点数－1件当たり受付回数，処方せん発行医療機関別

調剤行為	総数	処方せん発行医療機関		
		病院	一般診療所	歯科診療所
1件当たりの点数				
総数	1,509.4	2,286.9	1,198.5	336.3
調剤技術料	194.8	178.9	202.0	140.9
薬学管理料	209.3	223.7	204.6	84.7
薬剤料	1,101.2	1,876.5	789.3	110.6
特定保険医療材料料	4.1	7.8	2.6	0.1
受付1回当たりの点数				
総数	1,108.6	1,776.5	860.0	268.7
調剤技術料	143.1	139.0	144.9	112.6
薬学管理料	153.7	173.8	146.8	67.6
薬剤料	808.8	1,457.7	566.4	88.4
特定保険医療材料料	3.0	6.1	1.8	0.1
1件当たりの点数受付回数				
	1.36	1.29	1.39	1.25

表2 点数－件数－受付回数，処方せん発行医療機関別

調剤行為	総数	処方せん発行医療機関		
		病院	一般診療所	歯科診療所
点 数				
総数	2,071,576,700	915,174,077	1,152,951,469	3,451,154
調剤技術料	267,318,813	71,585,778	194,287,217	1,445,818
薬学管理料	287,246,868	89,521,874	196,856,262	868,732
薬剤料	1,511,412,762	750,937,798	759,339,585	1,135,379
特定保険医療材料料	5,598,259	3,128,627	2,468,407	1,225
件 数				
	1,372,463	400,186	962,016	10,261
受 付 回 数				
	1,868,638	515,166	1,340,629	12,843

注：1) 「薬剤料」は、調剤報酬明細書の「処方」欄に記載された用量、「調剤数量」欄に記載された調剤数量及び薬価から、個別の薬剤ごとに算出した薬剤料をいう。

2) 令和4年度調剤報酬改定において、薬局・薬剤師業務の評価体系の見直しがあり、「調剤技術料」の一部について「薬学管理料」への再編が行われたため、令和3年以前との数値の比較には留意が必要である。

### Ⅲ 用語の解説

件数	1 か月ごとに提出される明細書 1 枚を 1 件としている。外来患者が当月中に入院した場合は、入院外で 1 件、入院で 1 件となり、それぞれ 1 件ずつ計上している。
日数	入院では当月中の入院日数のことであり、入院外では当月中の外来、往診等で医師の診療を受けた実日数のことであって、傷病の始期から転帰までの日数ではない。
決定点数	診療報酬点数表、診断群分類点数表及び調剤報酬点数表に定められている点数で、1 点を 10 円とするものである。
病院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。
診療所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
一般診療所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
歯科診療所	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。
薬局調剤	健康保険法等に基づく療養の給付の一環として、医療機関の保険医が患者に交付した処方せんに基づき、保険薬局において保険薬剤師が行う調剤業務をいう。
受付回数	保険薬局で当月中に処方せんを受け付けた回数をいう。
後発医薬品	新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に、新薬とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有するものとして承認された医薬品（いわゆるジェネリック医薬品）をいう。